

資料1 医療機関等における個人情報保護の在り方に関する検討会(厚労省)の要旨

<p><b>I. 医療等分野での情報の利活用と保護のための環境整備の基本的な考え方</b></p> <p>○行政機関等の法定事務での利用を想定する「マイナンバー法案」とは別に、医療・介護等の分野では独自に個別法を作り、対応することとされた。</p> <p>○医療・介護等の分野は、関係機関間での地域連携や医学の進歩等のために情報を利活用する必要性が高い反面、取り扱う情報には生命・身体・健康等にかかわる機微性の高いものが多く、厳格な取扱いを確保する必要がある。</p> <p>○これらの特性を踏まえ、番号、保護措置などの法整備を含めた環境整備の検討が求められている。</p> <p>〈検討事項〉</p> <p>①本人の情報を識別するため医療等の分野のみで用いられる番号(医療等ID(仮称))のあり方</p> <p>②医療等分野の異なる機関間で、情報の共有・連携を安全かつ効率的に行うための仕組みの導入</p> <p>③個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)第6条に基づく格別の措置としての利用と保護のルール整備</p>
<p><b>II. 医療等情報の利活用と保護に関する法制に盛り込むべき事項について</b></p> <p>国民が自らの情報の取扱いについて安心でき、かつ医療等情報の取扱者が情報の利活用に萎縮しないようにするため、以下の検討を進める。</p> <p>〈主な検討事項〉</p> <p>○情報の取得・活用での目的明示・本人同意のあり方</p> <p>○死者の情報の取扱い</p> <p>○情報の保管時、委託時等における安全管理措置</p> <p>○安全に匿名化等された情報の取扱い</p> <p>○国民の信頼・安心を確保し、情報の取扱者が萎縮しないための罰則のあり方</p> <p>○小規模事業者に従事する者への適用</p> <p>○主務大臣・第三者機関の関与の仕組み</p> <p>○医療等の個人情報を取り扱う主体に共通するルール</p> <p>○医療等に関する個人情報の範囲</p> <p>○適用除外に関する考え方</p>
<p><b>III. 安全で効率的な情報の利活用を可能とする情報連携基盤の整備について</b></p> <p>○マイナンバーとは異なる、医療等分野でのみ使える番号や安全で分散的な情報連携の基盤を設ける必要がある。</p> <p>※政府全体の情報連携基盤として構築されるマイナンバー法案に基づくインフラとは、二重投資を避ける観点から可能な範囲は共用することも検討。</p> <p>○残された論点は多く、特に医療等ID(仮称)と医療等中継DB(仮称)は、関係者と調整しつつ、詳細な仕組みや利用場面を、具体的なわかりやすい形で提示し、その必要性を含め検討する必要がある。</p> <p>また医療等分野における情報の利活用と保護のための環境整備等について、国民にわかりやすい説明を行い、理解を得ていくことが重要である。</p>

経税部  
だより

2016年1月から個人・法人番号利用がスタート

税理士 中谷 光之

動き出すマイナンバー(共通番号)法

個人や法人に番号を割り振る番号法を含むマイナンバー関連法が5月24日の参院本会議で自民、公明、民主党等の賛成多数により可決成立した(共産・社民・生活等は反対)。

マイナンバー関連法は①番号法②整備法③地方公共団体情報システム機構法④内閣法等一部を改正する法律の4法とされ、いずれも5月31日に公布された。

このうち、①及び②については原則として公布される。③及び④については、今後整備される予定であり、①については、個人番号の利用範囲拡大につき、法施行後3年を目途に検討を加える方針が附則第6条に盛り込まれており、将来的に見直される。

また、番号付与については、将来的には「歳入に当分の間、個人は総務省、法人は国税庁が行っている。

今回のマイナンバー法では個人番号の利用は社会保障や税など行政分野に限定した。行政窓口で介護サービスや母子家庭給付金などの手続きが段階的に添付書類なしで可能になる。自分専用のインターネットサイト「マイ・ポータル」で自分の所得や年金情報を確認でき、添付書類なしで税の確定申告ができることとしている。

民間での利用には情報漏洩への懸念が強い。番号法で先送りした。番号法では、法施行日から3年を目途として、個人番号の利用は範囲の拡大について検討を加え、必要と認めるときは、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるとする法律の附則6に定めることとされた。

銀行口座などに個人番号を割り振ることには個人情報保護法が厳格に管理が求められる。番号法では、診療記録等は、特に機微性の高い情報が含まれていることから、個人情報保護法成立の際、特に個人情報保護法が厳格に管理が求められる。番号法では、診療記録等は、特に機微性の高い情報が含まれていることから、個人情報保護法成立の際、特に個人情報保護法が厳格に管理が求められる。

銀行口座などに個人番号を割り振ることには個人情報保護法が厳格に管理が求められる。番号法では、診療記録等は、特に機微性の高い情報が含まれていることから、個人情報保護法成立の際、特に個人情報保護法が厳格に管理が求められる。

銀行口座などに個人番号を割り振ることには個人情報保護法が厳格に管理が求められる。番号法では、診療記録等は、特に機微性の高い情報が含まれていることから、個人情報保護法成立の際、特に個人情報保護法が厳格に管理が求められる。

銀行口座などに個人番号を割り振ることには個人情報保護法が厳格に管理が求められる。番号法では、診療記録等は、特に機微性の高い情報が含まれていることから、個人情報保護法成立の際、特に個人情報保護法が厳格に管理が求められる。

役立つとしていた。しかし、医師会等が医療の個人情報に別に対処すべきだと反対したため見送られた。診療履歴の透明性が高まることへの不安も背景にある。

マイナンバー法で対象となっている医療分野とは、医療保険の「保険給付の支給又は保険料等の徴収」部分であり、診療記録等の医療情報そのものは対象となっていない。診療記録等は、特に機微性の高い情報が含まれていることから、個人情報保護法が厳格に管理が求められる。

2016年1月から個人番号で年金の照会などができ、翌(2017)年1月には行政機関が個人番号を使うことになり、2年後の2015年10月に12ケタの個人番号の通知が始まる。市町村長は法定受託事務として、住民票コードを交換して得られる個人番号を指定し、通知カードにより本人に通知する。中長期在留者や特別永住者など外国人住民も対象で、漏洩等の被害を受けた場合に限り変更可能とする。本人が希望すれば、市町村長は番号情報が入ったICチップを載せた顔写真付きの個人番号カードの交付することとしている。

2016年1月からは行政機関が個人番号を使うことになり、2年後の2015年10月に12ケタの個人番号の通知が始まる。市町村長は法定受託事務として、住民票コードを交換して得られる個人番号を指定し、通知カードにより本人に通知する。中長期在留者や特別永住者など外国人住民も対象で、漏洩等の被害を受けた場合に限り変更可能とする。本人が希望すれば、市町村長は番号情報が入ったICチップを載せた顔写真付きの個人番号カードの交付することとしている。

2016年1月からは行政機関が個人番号を使うことになり、2年後の2015年10月に12ケタの個人番号の通知が始まる。市町村長は法定受託事務として、住民票コードを交換して得られる個人番号を指定し、通知カードにより本人に通知する。中長期在留者や特別永住者など外国人住民も対象で、漏洩等の被害を受けた場合に限り変更可能とする。本人が希望すれば、市町村長は番号情報が入ったICチップを載せた顔写真付きの個人番号カードの交付することとしている。

2016年1月からは行政機関が個人番号を使うことになり、2年後の2015年10月に12ケタの個人番号の通知が始まる。市町村長は法定受託事務として、住民票コードを交換して得られる個人番号を指定し、通知カードにより本人に通知する。中長期在留者や特別永住者など外国人住民も対象で、漏洩等の被害を受けた場合に限り変更可能とする。本人が希望すれば、市町村長は番号情報が入ったICチップを載せた顔写真付きの個人番号カードの交付することとしている。

今回のマイナンバー法では個人番号の利用は社会保障や税など行政分野に限定した。行政窓口で介護サービスや母子家庭給付金などの手続きが段階的に添付書類なしで可能になる。自分専用のインターネットサイト「マイ・ポータル」で自分の所得や年金情報を確認でき、添付書類なしで税の確定申告ができることとしている。

民間での利用には情報漏洩への懸念が強い。番号法で先送りした。番号法では、法施行日から3年を目途として、個人番号の利用は範囲の拡大について検討を加え、必要と認めるときは、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるとする法律の附則6に定めることとされた。

銀行口座などに個人番号を割り振ることには個人情報保護法が厳格に管理が求められる。番号法では、診療記録等は、特に機微性の高い情報が含まれていることから、個人情報保護法が厳格に管理が求められる。

銀行口座などに個人番号を割り振ることには個人情報保護法が厳格に管理が求められる。番号法では、診療記録等は、特に機微性の高い情報が含まれていることから、個人情報保護法が厳格に管理が求められる。

銀行口座などに個人番号を割り振ることには個人情報保護法が厳格に管理が求められる。番号法では、診療記録等は、特に機微性の高い情報が含まれていることから、個人情報保護法が厳格に管理が求められる。

銀行口座などに個人番号を割り振ることには個人情報保護法が厳格に管理が求められる。番号法では、診療記録等は、特に機微性の高い情報が含まれていることから、個人情報保護法が厳格に管理が求められる。

銀行口座などに個人番号を割り振ることには個人情報保護法が厳格に管理が求められる。番号法では、診療記録等は、特に機微性の高い情報が含まれていることから、個人情報保護法が厳格に管理が求められる。

銀行口座などに個人番号を割り振ることには個人情報保護法が厳格に管理が求められる。番号法では、診療記録等は、特に機微性の高い情報が含まれていることから、個人情報保護法が厳格に管理が求められる。

銀行口座などに個人番号を割り振ることには個人情報保護法が厳格に管理が求められる。番号法では、診療記録等は、特に機微性の高い情報が含まれていることから、個人情報保護法が厳格に管理が求められる。

資料2 近畿税理士会 平成26年度税制改正に関する意見書一部抜粋

- ・個人番号制度の導入は慎重に行うこと
- ・個人番号制度については、国民の理解を得られる整備を行った上で導入すべきである。

理由	
(1)	可視化や名寄せについて、官民にかかわらず番号取扱者による情報漏洩やプライバシーの問題への対応を盤石とすること。
(2)	番号制度の開始準備、施行に伴い、過度の業務負担がかからないよう配慮すること。
(3)	番号制度を社会保障の分野で活用するためには、現行制度では下記のような不備があるため、導入前に改善すること。 ①現在分離課税となっている利子所得や申告不要の配当所得も把握する必要があること。 ②不動産登記について、相続登記がされておらず、現実の所有者が特定できないケースが多い。正確な資産把握するためには、登記制度も整備すること。

# 医院新聞

「医院新聞」は、歯科医院と患者さんを結ぶコミュニケーション紙です。歯に関する豊富な情報に加え、患者さんの疑問にお答えする「Q&A」、グルメやクイズといった文化・娯楽欄も充実した“患者さんに喜ばれる新聞”です。窓口で患者さんに手渡したり、リコールのお知らせに同封したりして、多くの医院で利用いただいています。

ぜひご利用ください

ここが **オススメ!**

医院新聞

基本紙面は協会が責任編集

記事の差し替えで個性が光る

年間1800件超の患者さんの声



ご利用にあたって

- ◇ B5サイズ・4頁・オールカラー
- ◇ 偶数月25日発行 ◇ 100部14,100円から

(お申し込み・お問い合わせ)

大阪府歯科保険医協会 ☎06-6568-7731